

平成14年度 児童扶養手当支給事務指導監査計画(案)

区分	平成14年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成15年 1月	2月	3月
監査計画		東京都 神奈川県 大阪府	兵庫県 福岡県 熊本県	新潟県 鳥取県 島根県		北海道 青森県 秋田県	千葉県 静岡県 長崎県	山梨県 長野県 岡山県		山梨県 三重県 奈良県	徳島県 香川県 高知県	

(注)

- 1 上記の予定は、都合により変更がありうること。
- 2 指導監査は、該当月の1週間で行う。(当省担当監査官と調整し決定)

## 平成14年度母子寡婦対策関係予算(案)の概要

厚生労働省

(平成13年度予算額) (平成14年度予算案)  
2,784億円 2,802億円

◎ 母子寡婦福祉対策関係 2,693億円 → 2,693億円

### 総合的な母子家庭等自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や、所得の範囲について見直しを行う。

また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策などについて総合的に見直しを行い、今国会に関係法律の改正案を提出する。

1. 母子寡婦福祉貸付金 4,970百万円
- ・技能習得資金の一時貸付の充実(60万円まで一時貸付)
  - ・児童扶養資金の充実(児童扶養手当法施行令の改正に伴う対象者の拡大)
  - ・貸付原資の追加

### 2. 母子家庭等福祉対策

- (1) 母子家庭等自立促進対策事業費 300百万円

就労促進支援事業を発展的に解消し、新たに就業支援員による職業カウンセリング等を実施するなど就業支援を中心とする事業に組み替える。

#### ○ 就業支援対策事業

- ・就業促進連携事業

地方公共団体と公共職業安定所、福祉人材センター等関係機関の連携を図ることにより、就業支援講習会修了者の雇用を促進し、母子家庭の就労支援体制の整備を図る。

- ・就業支援講習会

母子家庭の母及び寡婦に適した訪問介護員(ホームヘルパー)等の職種に必要な知識技能を習得させる。

・就業支援活動事業（新規）

就業支援講習会において、雇用施策と雇用主の求人情報等に精通した者（就業支援員）によるカウンセリング、各種求人情報の提供など、講習会修了後の円滑な就業促進を図るとともに、地域の企業の母子家庭に対する理解と協力を求めるなど母子家庭の就業を促進するための情報収集・提供を行う。

○ 母子家庭等就業支援センター・モデル事業（新規）

就業相談から技能講習、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスを行う母子家庭等就業支援センター事業をモデル的に実施する。  
実施か所数 10か所

○ 特別相談等事業

母子相談員による一般相談では必ずしも解決できない問題も少なくないため、養育費の取り決めなどについて、弁護士等専門家による特別相談事業を実施するとともに休日等において電話相談を実施する。

○ 生活指導講習会

ひとり親家庭等を対象とした、各種の生活指導講習会を開催し、生活知識等の習得などにより生活の安定と向上を図る。

(2) 母子家庭介護人派遣等事業費

200百万円

○ 母子家庭等介護人派遣事業

母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合等に家事や児童の世話などを行う介護人を派遣する。

- ・補助対象を市町村まで拡大
- ・補助単価の引き上げ（介護人派遣手当 5,320円 → 6,120円）
- ・利用者負担の軽減（低所得者以外のひとり親世帯等）

○ ひとり親家庭支援事業（父子家庭等支援事業の拡充）

ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる大学生等を家庭に派遣し、育成指導等を行う児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）及びひとり親家庭同士の情報交換を行う。

- ・補助対象を市町村まで拡大
- ・児童訪問援助事業の補助単価の引き上げ（2,660円 → 5,320円）
- ・情報提供事業の拡大

(3) 母子家庭等自立促進基盤事業費

8百万円

・ブロック別研修会

母子家庭等の自立促進を図るため、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会が主催する特に就労対策を中心としたブロック別研修会を開催する。

・就労促進情報収集事業

〔 就労関係の情報収集等を行うとともに、民間企業経営者等に母子家庭の理解と認識を深めてもらうための連絡会議を行う。〕

(4) 子育て支援短期利用事業費

128百万円

○ ショートステイ・トワイライトステイ事業

〔 保護者の疾病、恒常的な残業、児童の休日における出勤等の事由により児童の養育が一時的に困難となった家庭であって他に養育する者がいない場合及び緊急的に保護を必要とする母子等で、市町村長が必要と認めた場合に、児童養護施設や母子生活支援施設などで一定の期間、養育・保護を行う。〕

・ひとり親世帯の子育て支援の充実（低所得者世帯の利用料全額免除）

○ 家庭訪問支援事業（新規）

〔 市町村で研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対して、訪問などによる育児相談・支援等を行う。〕

3. 児童扶養手当

263,744百万円

○ 物価スライドの特例（平成14年4月実施）

〔 平成13年の消費者物価指数が下落しているが、平成14年度の手当額は前年度と同額とする。〕

○ 所得制限等の見直し（平成14年8月実施）【別紙参照】

○ 事務取扱交付金の単価設定等

- ・福祉事務所設置市町村の単価 @1,430円（平成14年8月実施）
- ・適正化等事務費の拡充（補助対象を市等に拡大）

◎ 母子家庭の母等就業援助対策関係

91億円 → 109億円

1 就業に関する相談等の実施

○ 寡婦等職業相談員の配置

217百万円

〔 母子家庭の母等及び寡婦に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に寡婦等職業相談員を配置する。〕

2 就職援護措置の充実

○ 特定求職者雇用開発助成金の支給

10,645百万円

〔 母子家庭の母など就職が困難な者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給する。〕

(別紙)

児童扶養手当制度の見直し（平成14年8月実施）

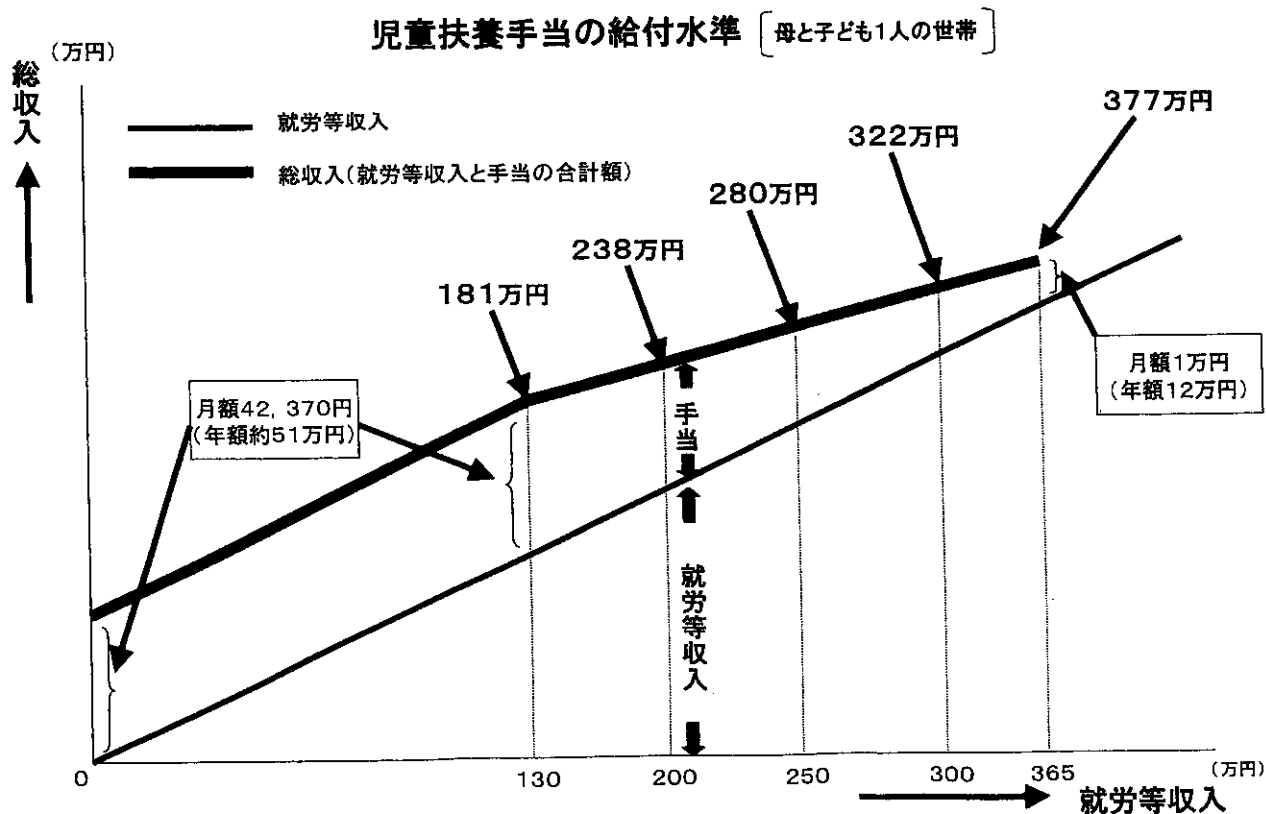
就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

<本人（2人世帯）の場合>

全部支給 42,370円（月額）

一部支給 就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を42,360円（月額）から10,000円（月額）まできめ細かく設定

※総収入が181万円までは手当を全部支給（月額42,370円、年額約51万円）  
※総収入が181万円以上の場合には、就労等の収入が1万円増えるごとに総収入が8,000円弱程度増加するよう、手当額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。



(資料4)

**母子家庭等就業支援センター・モデル事業**

1. 趣旨

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供する事業をモデル的に実施する。

2. 事業実施主体

都道府県・指定都市・中核市(母子福祉団体等に委託することができる)

3. 実施か所数 10か所

4. 事業内容

(1) 相談機能

- ① 就業に向けた総合的なアドバイス等を行う相談員を配置する。
- ② また、管内の市町村に赴き、就業に関する相談に応じる巡回相談員を配置する。
- ③ 相談員は、本人の意欲、能力、生活状況等に応じて、各種就業支援施策の中から相談者に最適な支援策をアドバイスしたり就労支援計画を策定する。

(2) 職業能力開発機能

- ① 従来から実施している就業支援講習会に加え、高度な講習等を開催する。
- ② 事業実施に当たっては、母子福祉団体への委託をはじめ、都道府県等が自らの施設を利用して(女性就業援助センターの改組等に伴う、施設の利用も可能。)、母子家庭に対する講習事業を強力に展開する。

(3) 情報提供機能

センターに相談のあった者に対する公共職業安定所と連携した求人情報の提供、事業主への情報提供、職場開拓のための情報収集等を行い、理解と協力を求める。

☆ 平成14年度は、平成15年度の本格実施に向けて、相談から技能講習、就業情報の提供等まで一貫した体制を整備する地方公共団体に対してモデル的に実施する。

(既存の就業支援講習会事業とは並列実施。)

5. 予算額 …… 78百万円

(補助対象経費)

- ① 相談機能 … 相談員の賃金・活動経費、離転職セミナーの開催に要する経費
- ② 職業能力開発機能 … 高度の技能講習会の開催経費(託児付き)に要する経費
- ③ 情報提供機能 … 情報提供従事者の賃金、インターネットやダイレクトメールでの情報提供、パンフレットの作成、啓発イベントの開催等に要する経費

6. 補助率 …… 1/3(負担割合 国: 1/3・都道府県、指定都市、中核市: 2/3)

## 母子家庭介護人派遣等事業

## 1 平成14年度の主な改善内容

## (1) 母子家庭等介護人派遣事業

## ① 補助対象を市町村まで拡大

都道府県（指定都市、中核市を含む。） → 都道府県（指定都市、中核市を含む。）  
及び市町村（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

\* 市町村が行う事業に対し都道府県が補助する場合に対象とする。

## ② 補助単価の引き上げ

介護人派遣手当 1日 5,320円 → 6,120円

## ③ 利用者負担の軽減

利用世帯の区分	利用者の負担額		
		13年度	14年度
生計中心者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4の第2項に定める額未満の世帯	1日	0円	0円
	半日	0円	0円
前記の以外の世帯	1日	5,320円	3,060円
	半日	2,660円	1,530円

## (2) ひとり親家庭支援事業（～13' 父子家庭等支援事業）

## ① 補助対象を市町村まで拡大

都道府県（指定都市、中核市を含む。） → 都道府県（指定都市、中核市を含む。）  
及び市町村（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

\* 市町村が行う事業に対し都道府県が補助する場合に対象とする。

## ② 児童訪問援助員（ホームフレンド）事業の改善

## ・ 補助単価の引き上げ

児童訪問援助活動費 1回 2,660円 → 5,320円

母子家庭の児童に対する支援も含め、ひとり親家庭の児童に対する支援を充実する。

## ③ 派遣家庭情報交換事業

## ・ 制度利用の対象者を母子家庭まで拡大。

地域で孤立しがちな、ひとり親家庭が互いに情報交換を行うとともに、悩みをうち明けたり相談し合う場を提供する。

## ・ 地域に密着した利用促進を図るため、福祉事務所を単位として事業を実施。

2. 予算額 …… 200百万円

3. 補助率 …… 国：1/2、都道府県（指定都市、中核市を含む。）：1/2、  
【市町村の場合は、都道府県1/4、市町村1/4】

## 母子寡婦福祉貸付金

### 1 貸付限度額の引き上げ

就学支度資金のうち、私立の高校学校に係る貸付限度額の引き上げを行うこととしている。

### 2 技能習得資金の一時貸付の充実

技能習得資金においては、これまでも母子寡婦法施行令第9条の規定に基づき、数月分をあわせて交付する特別な事情がある場合として、自動車運転免許の習得の場合を認めているところであるが、来年度より、修業施設等の入学金や授業料、技能習得に必要な材料、機材等の購入に一時的に多額な経費が必要となる場合に、60万円(12月分)を限度に技能習得開始当初に貸付を行えるよう運用改善を図ることとしている。

### 3 児童扶養資金の充実

児童扶養手当制度について、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行うこととしているが、この制度改正に伴って、児童扶養手当額の一部支給制限を受けることとなる者に対して、児童扶養資金の貸付を行えるよう母子寡婦福祉法施行令の改正を行うこととしている。

適用時期 平成14年8月(政令改正は、平成14年4月以降の予定。)

### 3 貸付原資の追加

前年同額の49億7千万円を確保。



## (資料7)

### 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案について

#### 1. 改正の趣旨

母子家庭の母及び寡婦等に対する資金の貸付制度の充実を図るため、母子家庭の母又は寡婦が失業期間中の生活を維持するのに必要な資金を貸付けの対象とするとともに、貸付金額の限度の引上げ等を行うものである。

#### 2. 政令改正の内容

(1) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金額の限度を以下のとおり引き上げる。

就学支度資金

私立高校      24万円 → 25万円

#### 3. 通知改正の内容

技能習得資金について、特別な必要がある場合に12月分を限度に一時貸付ができるものとする。

#### 4. 適用期日

平成14年4月1日





(資料9)

母子生活支援施設における職員の配置状況について

(1) 母子生活支援施設の施設数等

区分	施設数			定員(世帯数)			入所世帯数			充足率(%)		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
				A	B	C	D	E	F	D/A	E/B	F/C
1 北海道	4	2	2	78	38	40	68	29	39	87.2	76.3	97.5
2 道庁	3	3	0	63	63	0	42	42	0	66.7	66.7	-
3 道庁	6	5	1	93	83	10	42	33	9	45.2	39.8	90.0
4 道庁	4	4	0	70	70	0	60	60	0	85.7	85.7	-
5 道庁	4	6	0	125	105	20	84	64	20	67.2	61.0	100.0
6 道庁	1	1	0	7	7	0	6	6	0	85.7	85.7	-
7 道庁	4	3	1	90	50	40	52	18	34	57.8	36.0	85.0
8 道庁	5	5	0	75	75	0	44	44	0	58.7	58.7	-
9 道庁	2	2	0	18	18	0	35	35	0	87.5	87.5	-
10 道庁	6	4	2	118	78	40	71	38	33	60.2	48.7	82.5
11 道庁	7	5	2	102	67	35	67	32	35	62.6	47.8	87.5
12 道庁	4	4	0	58	58	0	44	44	0	75.9	75.9	-
13 道庁	38	22	16	775	455	320	702	384	29	90.6	84.4	99.4
14 道庁	3	3	0	57	57	0	25	24	1	43.9	42.1	-
15 道庁	5	4	1	78	58	20	66	46	20	84.6	79.3	100.0
16 道庁	2	2	0	32	32	0	16	16	0	50.0	50.0	-
17 道庁	1	1	0	15	15	0	12	12	0	80.0	80.0	-
18 道庁	1	1	0	20	20	0	17	17	0	85.0	85.0	-
19 道庁	2	2	0	38	18	20	17	5	12	44.7	27.8	60.0
20 道庁	2	2	0	83	73	10	65	60	5	78.3	82.2	50.0
21 道庁	3	2	1	46	26	20	49	27	22	106.5	103.8	110.0
22 道庁	2	2	0	35	35	0	45	29	16	128.6	82.9	-
23 道庁	5	2	3	157	157	0	99	96	3	70.1	61.1	116.7
24 道庁	9	7	2	99	29	70	78	16	62	78.8	55.2	88.6
25 道庁	2	2	0	40	15	25	29	7	22	72.5	31.4	88.0
26 道庁	2	1	1	35	35	0	11	11	0	31.4	43.5	91.1
27 道庁	6	4	2	136	46	90	102	20	82	65.3	34.3	87.5
28 道庁	6	4	2	121	81	40	79	44	35	75.0	43.5	91.1
29 道庁	4	4	0	98	38	60	35	24	11	35.7	63.2	18.3
30 道庁	4	4	0	80	80	0	62	60	2	77.5	75.0	-
31 道庁	4	4	0	64	24	40	55	16	39	85.9	66.7	97.5
32 道庁	3	2	1	32	12	20	30	11	19	93.8	91.7	95.0
33 道庁	1	1	0	20	20	0	10	8	2	50.0	40.0	-
34 道庁	5	5	0	93	33	60	89	27	62	95.7	81.8	103.3
35 道庁	3	3	0	34	34	0	22	22	0	64.7	64.7	-
36 道庁	4	4	0	70	70	0	29	29	0	41.4	41.4	-
37 道庁	6	6	0	20	20	0	13	13	0	65.0	65.0	-
38 道庁	1	1	0	93	93	0	45	45	0	48.4	48.4	-
39 道庁	9	6	3	158	103	55	130	71	59	80.0	68.9	66.7
40 道庁	3	2	1	66	51	15	37	22	15	82.3	68.9	107.3
41 道庁	3	3	0	32	32	0	9	9	0	56.1	43.1	100.0
42 道庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.1	28.1	-
43 道庁	2	2	0	40	0	40	13	7	6	95.0	-	77.5
44 道庁	3	3	0	43	43	0	38	38	0	55.8	55.8	-
45 道庁	5	5	0	69	69	0	44	42	2	63.9	60.9	-
46 道庁	2	2	0	33	33	0	27	27	0	81.8	81.8	-
47 道庁	2	2	0	114	20	94	97	11	86	89.1	59.0	91.5
48 道庁	2	2	0	40	20	20	37	19	18	92.5	95.0	90.0
49 道庁	2	2	0	38	18	20	14	6	8	36.8	33.3	40.0
50 道庁	7	3	4	140	70	70	135	61	74	96.4	87.1	105.7
51 道庁	3	2	1	105	65	40	27	27	0	90.0	90.0	-
52 道庁	2	2	0	50	0	50	49	74	35	103.8	113.8	87.5
53 道庁	4	3	1	180	150	30	162	42	42	98.0	-	84.0
54 道庁	7	7	0	140	0	140	116	122	40	90.0	81.3	133.3
55 道庁	4	1	3	90	20	70	77	19	58	82.9	97.5	82.9
56 道庁	3	3	0	80	80	0	81	78	3	85.6	95.0	-
57 道庁	2	2	0	86	46	40	82	42	40	95.3	91.3	100.0
58 道庁	4	4	0	40	20	20	24	7	17	60.0	35.0	85.0
59 道庁	1	1	0	80	20	60	73	17	56	91.3	85.0	93.3
60 道庁	1	1	0	38	38	0	25	25	0	65.8	65.8	-
61 道庁	0	0	0	20	0	20	0	0	0	-	-	-
62 道庁	1	1	0	20	0	20	10	0	10	50.0	-	50.0
63 道庁	1	1	0	20	18	2	20	19	1	100.0	-	95.0
64 道庁	1	1	0	18	18	0	11	11	0	61.1	61.1	-
65 道庁	1	1	0	15	15	0	6	6	0	40.0	40.0	-
66 道庁	2	2	0	20	20	0	15	0	15	75.0	-	75.0
67 道庁	1	1	0	20	20	0	12	12	0	60.0	60.0	-
68 道庁	2	2	0	40	20	20	14	13	1	35.0	65.0	5.0
69 道庁	1	1	0	30	0	30	4	0	0	60.0	-	23.3
70 道庁	1	1	0	30	0	30	29	0	29	96.7	-	96.7
71 道庁	1	1	0	0	0	0	12	2	10	60.0	-	50.0
72 道庁	1	1	0	20	20	0	4	4	2	75.0	75.0	-
73 道庁	1	1	0	15	0	15	15	0	4	26.7	-	26.7
74 道庁	1	1	0	20	20	0	17	17	0	85.0	85.0	-
75 道庁	2	2	0	20	20	0	10	10	0	50.0	50.0	-
76 道庁	1	1	0	20	20	0	14	14	0	51.9	51.9	-
77 道庁	1	1	0	20	20	0	6	6	0	30.0	30.0	-
78 道庁	2	2	0	19	19	0	29	28	1	152.6	147.4	-
79 道庁	1	1	0	65	35	30	51	27	24	78.5	77.1	80.0
80 道庁	1	1	0	15	15	0	14	14	0	93.3	93.3	-
81 道庁	2	2	0	40	18	20	29	15	14	76.3	83.3	70.0
82 道庁	1	1	0	20	20	0	23	22	1	57.5	57.5	-
83 道庁	2	2	0	40	20	20	5	5	0	25.0	25.0	-
84 道庁	2	2	0	40	20	20	5	5	0	25.0	25.0	-
85 道庁	2	2	0	40	20	20	5	5	0	25.0	25.0	-
86 道庁	2	2	0	40	20	20	5	5	0	25.0	25.0	-
87 道庁	2	2	0	40	20	20	5	5	0	25.0	25.0	-
合計	286	182	104	5,624	3,454	2,170	4,295	2,379	1,916	76.4	68.9	88.3

(資料「福祉行政報告例(平成13年4月1日現在)」)

(2) 専任職員別施設数

年月日	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合計
7.10.1	2	11	26	45	57	34	132	307
8.10.1	3	11	21	46	57	27	142	307
9.10.1	2	11	27	35	54	32	141	302
10.10.1	3	13	16	39	59	29	141	300
11.10.1	1	11	16	35	56	30	144	293
12.10.1	0	12	14	29	59	25	151	290
1 北海道	0	0	0	0	2	0	2	4
2 青森	0	0	0	0	0	1	2	3
3 岩手	0	0	1	1	3	1	6	6
4 宮城	0	0	1	0	1	1	4	4
5 秋田	0	0	1	0	0	0	7	7
6 山形	0	0	0	2	0	0	2	2
7 福島	0	1	1	1	0	0	4	4
8 茨城	0	2	0	1	1	0	5	5
9 栃木	0	0	0	0	0	0	2	2
10 群馬	0	0	0	0	2	1	3	6
11 埼玉	0	0	1	2	2	0	7	7
12 千葉	0	2	0	2	0	0	4	5
13 東京	0	0	1	0	3	2	38	38
14 神奈川	0	0	1	1	1	0	4	4
15 新潟	0	1	0	2	1	0	5	5
16 富山	0	1	0	0	1	0	2	2
17 石川	0	1	0	0	1	0	2	2
18 福井	0	0	0	0	0	0	1	1
19 山梨	0	0	0	1	0	1	2	2
20 長野	0	0	0	0	5	0	6	6
21 岐阜	0	0	0	1	1	0	3	3
22 静岡	0	0	0	0	2	0	2	2
23 愛知	0	0	0	0	3	2	9	9
24 三重	0	0	0	1	1	0	5	5
25 滋賀	0	0	0	0	0	0	2	2
26 京都	0	0	0	0	1	1	2	2
27 大阪	0	0	0	1	3	0	6	6
28 兵庫	0	0	0	0	2	1	6	6
29 奈良	0	1	0	0	1	0	4	4
30 和歌山	0	0	0	0	0	1	4	4
31 鳥取	0	1	0	0	0	1	2	3
32 島根	0	0	0	1	0	0	3	3
33 岡山	0	0	0	0	1	0	1	1
34 広島	0	0	0	1	1	0	5	5
35 山口	0	0	1	1	0	0	3	3
36 徳島	0	0	1	0	1	1	4	4
37 香川	0	0	0	1	0	0	1	1
38 愛媛	0	1	1	1	1	2	6	6
39 高知	0	0	0	1	0	0	1	1
40 福岡	0	0	3	2	2	1	9	9
41 佐賀	0	0	0	0	2	1	3	3
42 長崎	0	0	2	1	0	0	3	3
43 熊本	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分	0	0	0	0	0	0	2	2
45 宮崎	0	0	0	1	2	0	3	3
46 鹿児島	0	1	0	2	1	0	5	5
47 沖縄	0	0	1	0	1	0	2	2
48 札幌市	0	0	0	0	0	1	5	6
49 仙台市	0	0	0	0	0	0	2	2
50 千葉市	0	0	0	0	0	1	2	2
51 横浜市	0	0	0	0	0	1	6	7
52 川崎市	0	0	0	0	0	0	1	1
53 名古屋市	0	0	0	0	0	0	3	3
54 京都市	0	0	0	0	0	0	2	2
55 大阪市	0	0	0	0	0	0	4	4
56 神戸市	0	0	0	0	0	0	7	7
57 広島市	0	0	0	0	0	0	4	4
58 北九州市	0	0	0	0	0	0	3	3
59 福岡市	0	0	0	0	0	0	2	2
60 旭川市	0	0	0	0	1	0	1	2
61 秋田市	0	0	0	0	0	0	4	4
62 郡山市	0	0	0	0	0	0	1	1
63 いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0
64 宇都宮市	0	0	0	0	0	0	1	1
65 新潟市	0	0	1	0	0	0	0	1
66 富山市	0	0	0	0	1	0	0	1
67 金沢市	0	0	0	0	0	0	1	1
68 長野市	0	0	0	0	1	0	0	1
69 岐阜市	0	0	0	0	0	1	1	2
70 静岡市	0	0	0	0	0	0	1	1
71 浜松市	0	0	0	0	0	0	1	1
72 豊橋市	0	0	0	0	0	0	1	1
73 豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0
74 堺市	0	0	0	0	0	0	1	1
75 姫路市	0	0	0	0	1	0	0	1
76 和歌山市	0	0	0	0	1	0	0	1
77 岡山市	0	0	0	0	0	1	0	1
78 福山市	0	0	0	0	2	0	0	2
79 高松市	0	0	0	0	1	0	0	1
80 松山市	0	0	0	0	1	0	0	1
81 高知市	0	0	0	0	0	0	2	2
82 長崎市	0	0	0	0	1	0	0	1
83 熊本市	0	0	0	0	0	1	1	2
84 大分市	0	0	0	0	0	0	1	1
85 宮崎市	0	0	0	0	0	1	0	1
86 鹿児島市	0	0	0	0	0	2	2	2

社会福祉施設等調査(平成12年10月1日現在)をもとに厚生労働省統計情報部

## (資料10)

## 子育て支援短期利用事業の実施状況について(平成12年度)

## (1) 短期入所生活援助事業(ショートステイ)事業実施状況

NO	都道府県 指定都市 名	実施市町村 名	実 施 施 設				利用実人員				利用延べ日数				
			児童養護 施設	乳 児 院	母子生活 支援施設	そ の 他	合 計	2歳未満	2歳以上	緊急一時 保護の母 親	合 計	2歳未満	2歳以上	緊急一時 保護の母 親	合 計
1	北海道	4	3				3	16	78		94	20	378		398
2	青森県	2	1	1			2	2	3		5	15	25		40
3	岩手県	3	4	2			6	3	15		18	11	112		123
4	宮城県	1	1				1	2	8	1	11	3	29	2	34
5	秋田県						0				0				0
6	山形県						0				0				0
7	福島県						0				0				0
8	茨城県	5	3	1	1		5	4	6		10	18	36		54
9	栃木県	4	1	2			3	17	45		62	128	240		368
10	群馬県	2	2	1			3	1	5		6	1	23		24
11	埼玉県	4	1	4			5	5	5		10	21	49		70
12	千葉県						0				0				0
13	東京都	14	9	4	9		22	81	453	64	598	398	3,615	759	4,772
14	神奈川県						0				0				0
15	新潟県	1			1		1		7	4	11		99	53	152
16	富山県	1	1				1		4		4		21		21
17	石川県	6	6	2		1	9	36	44		80	149	159		308
18	福井県	1	1				1		37		37		187		187
19	山梨県						0				0				0
20	長野県	2	2	1			3	11	9		20	39	44		83
21	岐阜県	5	4	1	1		6	4	66	2	72	24	274	20	318
22	静岡県	1			1		1	7	10		17	33	54		87
23	愛知県	21	10	3	2		15	9	72	4	85	39	205	28	272
24	三重県	5	6				6	6	31	1	38	19	171	3	193
25	滋賀県	2	1			1	2		3		3		19		19
26	京都府	3	4	1			5	7	21		28	36	804		840
27	大阪府	22	20	1	3		24	26	157	8	191	208	1,238	83	1,529
28	兵庫県	10	8	4			12	24	54		78	170	308		478
29	奈良県	8	4	1			5	4	12		16	12	52		64
30	和歌山県	7	3	1	2	1	7	8	31	4	43	43	208	38	289
31	鳥取県	4	3	1			4	2	13		15	7	60		67
32	島根県						0				0				0
33	岡山県	3	5	2			7	12	28		40	72	478		550
34	広島県	3	4	1			5	5	83		88	27	234		261
35	山口県	8	7				7	14	62		76	31	207		238
36	徳島県	12	7	1			8	22	65		87	138	367		505
37	香川県	8	3				3	3	11		14	20	126		146
38	愛媛県	2	1				2		3		3		19		19
39	高知県	4	7	1	1		9	17	57		74	136	748		884
40	福岡県	2	1	1	2		4	4	13	6	23	26	46	38	110
41	佐賀県	1	1	1			2	1	2		3	3	38		41
42	長崎県	4	5				5	11	32		43	114	425		539
43	熊本県	5	8	3			11	16	46		62	195	580		775
44	大分県	1	3	1	1		5	1	27	3	31	4	81	7	92
45	宮崎県	3	3		1		4	3	7		10	12	34		46
46	鹿児島県	4	4	4	1		9	16	25		48	94	179	59	332
47	沖縄県						0				0				0
48	札幌市	1	5		1		6	67	309	19	395	373	2,198	246	2,817
49	仙台市	1	4	2			6	8	25		33	36	115		151
50	千葉市	1			1		1	4	13	12	29	31	64	74	169
51	横浜市						0				0				0
52	川崎市						0				0				0
53	名古屋市	1	14	3			17	25	147		172	117	516		633
54	京都市	1	7	2			9	21	135		156	161	1,520		1,681
55	大阪市	1	7	5			12	152	239		391	419	641		1,060
56	神戸市	1	11	3			14	27	83		110	225	947		1,172
57	広島市	1	3	1			4	8	41		49	49	247		296
58	北九州市	1	6	1			7	5	17		22	27	122		149
59	福岡市	1	3	1			4	5	14		19	19	47		66
	合 計	208	217	64	28	4	313	722	2,673	135	3,530	3,723	18,389	1,410	23,522

(2) 夜間養護（トワイライトステイ）等事業実施状況

NO	都道府県 指定都市名	実施市町村	実施施設					利用実人員			利用延日数			
			児童養護 施設	乳児院	母子生活 支援施設	その他 (里親等)	合計	夜間養護	休日預かり	合計	夜間養護	休日預かり	合計	
1	北海道						0			0			0	
2	青森県						0			0			0	
3	岩手県	2	2				2	5		5	178		178	
4	宮城県						0			0			0	
5	秋田県	2			3		3	66		66	4,333		4,333	
6	山形県						0			0			0	
7	福島県						0			0			0	
8	茨城県						0			0			0	
9	栃木県	1		1			1	15	21	36	120	72	192	
10	群馬県	1	1				1	1		1	17		17	
11	埼玉県	4			1	7	8	15		15	778		778	
12	千葉県						0			0			0	
13	東京都	3	1		2		3	813		813	4,803		4,803	
14	神奈川県						0			0			0	
15	新潟県						0			0			0	
16	富山県						0			0			0	
17	石川県	1	1			1	2	80		80	2,204		2,204	
18	福井県	1	1				1	64		64	356		356	
19	山梨県						0			0			0	
20	長野県						0			0			0	
21	岐阜県	2	2				2	148		148	986		986	
22	静岡県						0			0			0	
23	愛知県						0			0			0	
24	三重県						0			0			0	
25	滋賀県						0			0			0	
26	京都府	2	3				3	24		24	1,922		1,922	
27	大阪府	6	5	1			6	15	1	16	368	1	369	
28	兵庫県						0			0			0	
29	奈良県	2	2				2	4		4	28		28	
30	和歌山県						0			0			0	
31	鳥取県						0			0			0	
32	島根県						0			0			0	
33	岡山県						0			0			0	
34	広島県	1	1				1	38	4	42	289	6	295	
35	山口県	5	5				5	64	20	84	824	50	874	
36	徳島県	2	3				3	76	75	151	275	158	433	
37	香川県						0			0			0	
38	愛媛県						0			0			0	
39	高知県						0			0			0	
40	福岡県	2	2				2	1	2	3	17	2	19	
41	佐賀県						0			0			0	
42	長崎県						0			0			0	
43	熊本県	18	2	1			3	6		6	178		178	
44	大分県						0			0			0	
45	宮崎県						0			0			0	
46	鹿児島県						0			0			0	
47	沖縄県						0			0			0	
48	札幌市						0			0			0	
49	仙台市						0			0			0	
50	千葉市						0			0			0	
51	横浜市						0			0			0	
52	川崎市						0			0			0	
53	名古屋市						0			0			0	
54	京都市	1	2				2	2		2	38		38	
55	大阪市						0			0			0	
56	神戸市	1	9	1	3		13	50	72	122	545	346	891	
57	広島市	1	2				2	2		2	256		256	
58	北九州市	1	6	1			7	9		9	321		321	
59	福岡市						0			0			0	
合計			59	50	5	9	8	72	1,498	195	1,693	18,836	635	19,471

## 児童養護施設等の児童の処遇等に係る調査について

○懲戒に係る権限の濫用の防止のために各施設が行っている方法について調査(平成14年2月1日実施)

【調査項目】	① 最低基準第13条に基づく児童福祉施設の規程に、懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれている。 ② 児童の権利擁護に関する施設内職員研修が実施されている。 ③ 児童の意向を表明する機会が十分確保されている。
--------	---

施 設 数	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設
	5 5 1	5 5	1 9
①のみに該当する	1	0	0
②のみに該当する	3	4	0
③のみに該当する	1 3	2	0
①と②に該当する	1 6	4	0
①と③に該当する	3 6	2	3
②と③に該当する	7 7	1 9	4
①②③の全てに該当する	4 0 5	2 4	1 2
①②③のいずれにも該当しない	0	0	0
児童の権利擁護について、施設で取り組んでいる①②③以外の方法	掲示板・広報誌による苦情処理体制の広報、県児童福祉施設協議会作成の「倫理綱領」の批准・協定書の締結、職員の服務規律に指導を規定、施設サービスに関する自主評価の実施	県児童福祉施設協議会作成の「倫理綱領」の批准・協定書の締結	
③の「児童の意向を表明する機会」の具体例	意見箱、面接、児童集会、自治会、第三者委員会、職員との話し合いの場、学年・部屋毎等の話し合い、アンケート、苦情受付担当・窓口の設置、苦情解決制度、オンブズマン制度、公衆電話の設置、権利擁護委員会行きの手紙の用意、措置変更・進路決定等の際意見を聴取、生活改善委員会、こども権利擁護委員会、地域行事への参加、児童主催のホームルーム、子ども相談室、子ども相談ポスト、園長室の開放、ボランティア・実習生に依頼等	面接、意見箱、児童集会、自治会、苦情受付担当・窓口の設置、第三者委員会、苦情解決制度、懇談会、日記帳、部活・行事への参加、アンケート、オンブズマン、権利擁護委員会行きの手紙の用意、学年毎の話し合いの場、施設長への手紙、寮会議、児童主催のホームルーム、電話相談室へのホットライン設置、子ども相談室・子ども相談ポストの設置、反省会等	面接、意見箱、自治会、児童集会の他、第三者委員会、アンケート、苦情解決制度等
県(市)内全施設の児童に「児童の権利ノート」等を配布している自治体	28	14	6



## 児童自立支援施設への学校教育導入予定一覧

No.	県名	施設名	導入済	H14	H15	H16以降	備考
1	国立	武蔵野学院		☆			
2	"	きぬ川学院	☆				
3	北海道	北海道家庭学校				☆	
4	"	向陽学院			☆		
5	"	大沼学園			☆		
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				
7	岩手県	杜陵学園				☆	
8	宮城県	さわらび学園	☆				
9	秋田県	千秋学園				☆	
10	山形県	朝日学園				☆	
11	福島県	福島学園				☆	
12	茨城県	茨城学園	☆				
13	栃木県	那須学園	☆				
14	群馬県	群馬学院			☆		
15	埼玉県	埼玉学園		☆			
16	千葉県	生実学校	☆				
17	東京都	誠明学園		☆			
18	"	萩山実務学校	☆				
19	神奈川県	おおいそ学園			☆		
20	横浜市	向陽学園				☆	
21	"	横浜家庭学園				☆	
22	新潟県	新潟学園				☆	H16予定
23	富山県	富山学園				☆	
24	石川県	児童生活指導センター	☆				
25	福井県	和敬学園				☆	
26	山梨県	甲陽学園				☆	
27	長野県	波田学院	☆				
28	岐阜県	わかあゆ学園		☆			
29	静岡県	三方原学園	☆				
30	愛知県	愛知学園				☆	
31	名古屋市	玉野川学園				☆	
32	三重県	国児学園	☆				
33	滋賀県	淡海学園	☆				
34	京都府	淇陽学校				☆	
35	大阪府	修徳学院				☆	
36	大阪市	阿武山学園				☆	
37	兵庫県	明石学園	☆				
38	神戸市	若葉学園	☆				
39	奈良県	精華学院			☆		
40	和歌山県	仙溪学園	☆				
41	鳥取県	喜多原学園	☆				
42	島根県	わかたけ学園	☆				
43	岡山県	成徳学校				☆	
44	広島県	広島学園				☆	
45	山口県	育成学校	☆				
46	徳島県	徳島学院		☆			
47	香川県	斯道学園	☆				
48	愛媛県	えひめ学園	☆				
49	高知県	希望が丘学園	☆				
50	福岡県	福岡学園	☆				
51	佐賀県	虹の松原学園				☆	
52	長崎県	開成学園		☆			
53	熊本県	清水が丘学園				☆	
54	大分県	二豊学園				☆	
55	宮崎県	みやざき学園				☆	
56	鹿児島県	牧ノ原学園				☆	
57	沖縄県	沖縄若夏学院	☆				
	合計	57施設	23	6	5	23	

## 児童福祉司の現員と交付税積算基礎人員との比較

	人口(平成12年 10月1日現在) A	平成14年度交付 税積算基礎人員 (A/80,950人=B)	配置現員 (13.5.1現在) C	差 引 (C-B)
北海道	3,860,650	48	51	3
青森県	1,475,635	18	55	37
岩手県	1,416,198	17	11	-6
宮城県	1,357,180	17	21	4
秋田県	1,189,215	15	13	-2
山形県	1,244,040	15	15	0
福島県	2,126,998	26	23	-3
茨城県	2,985,424	37	24	-13
栃木県	2,004,787	25	20	-5
群馬県	2,024,820	25	17	-8
埼玉県	6,938,004	86	82	-4
千葉県	5,039,186	62	42	-20
東京都	12,059,237	149	106	-43
神奈川県	3,813,575	47	42	-5
新潟県	2,475,724	31	38	7
富山県	1,120,843	14	9	-5
石川県	1,180,935	15	10	-5
福井県	828,960	10	9	-1
山梨県	888,170	11	9	-2
長野県	2,214,409	27	19	-8
岐阜県	2,107,687	26	18	-8
静岡県	3,767,427	47	40	-7
愛知県	4,871,857	60	46	-14
三重県	1,857,365	23	27	4
滋賀県	1,342,811	17	16	-1
京都府	1,176,626	15	14	-1
大阪府	6,206,217	77	103	26
兵庫県	4,057,147	50	41	-9
奈良県	1,442,862	18	11	-7
和歌山県	1,069,839	13	12	-1
鳥取県	613,229	8	14	6
島根県	761,499	9	13	4
岡山県	1,950,656	24	20	-4
広島県	1,752,667	22	20	-2
山口県	1,528,107	19	17	-2
徳島県	823,997	10	12	2
香川県	1,022,843	13	14	1
愛媛県	1,493,126	18	13	-5
高知県	813,980	10	11	1
福岡県	2,662,686	33	29	-4
佐賀県	876,664	11	9	-2
長崎県	1,516,536	19	19	0
熊本県	1,859,451	23	19	-4
大分県	1,221,128	15	14	-1
宮崎県	1,170,023	14	10	-4
鹿児島県	1,786,214	22	14	-8
沖縄県	1,318,281	16	21	5
札幌市	1,822,300	23	17	-6
仙台市	1,008,024	12	20	8
千葉市	887,163	11	11	0
横浜市	3,426,506	42	43	1
川崎市	1,249,851	15	21	6
名古屋市	2,171,378	27	27	0
京都市	1,467,705	18	31	13
大阪市	2,598,589	32	39	7
神戸市	1,493,595	18	24	6
広島市	1,126,282	14	9	-5
北九州市	1,011,491	12	10	-2
福岡市	1,341,489	17	15	-2
合計	126,919,288	1,568	1,480	-88

A 平成12年10月1日 国勢調査

平成14年度地方交付税積算基礎における児童福祉司の担当人口 80,950人とする

## 児童虐待への適切な対応の徹底について (基本的留意事項の5原則)

児童虐待は、児童の健全な成長を阻むばかりか、命を奪うこともあり、あってはならない行為である。このような境遇におかれた児童及び家庭に対しては、児童相談所が中心となって迅速かつ適切に対応しなければならないが、対応に当たって下記の基本的留意事項が遵守されているかどうか、改めて点検をお願いする。

### 1 迅速な対応

児童虐待は、事例によっては猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくない。初期の対応が緩慢であったり手間取ることによって取り返しのつかない事態に至る事例が少なからず生じていることに留意し、迅速かつ適切な対応をお願いする。

### 2 子どもの安全確保の優先

児童虐待への対応において児童相談所の役割は、子どもの安全確保こそが最優先課題であることを常に意識しておかななければならない。保護者との関係性に配慮が行き過ぎることによって介入や保護の判断が鈍り、結果として子どもが犠牲になってしまうことがあってはならない。

### 3 組織的な対応

児童虐待への対応において、発見や通告があれば、即刻受理会議を開いて調査やアプローチの方法、あるいは一定の評価を機関として行い、以降も情報の収集や機関連携、援助の方向などを組織的協議に則って進めていく必要がある。保護者への対応や機関協議などは複数の職員で対応することを心がけ、一視点による判断の弱点を組織としてカバーすることに留意しなければならない。

### 4 機関連携による援助

児童虐待問題を抱える家族に対しては、一機関の自己完結的な援助で効果をあげることは困難であり、関係機関との連携が援助にあたっての必須の条件になる。機関連携に当たっては、お互いがそれぞれの立場と機能を十分に理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化し、相互の役割分担や援助のキーパーソンを定め、随時、援助の評価や調整を行っていくことが大切である。

### 5 家族の構造的問題としての把握

児童虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っている。したがって、一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくく、放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要である。

一方、施設入所措置を解除する際や一時帰宅の際には、児童虐待問題が家族の構造的問題から発生することに留意し、保護者に対する指導及びその結果を慎重に検討し、措置解除等の決定をすること。特に、乳児院へ入所している乳児を措置解除する際には、年齢が低い上に、親子の愛着形成が不十分であったりする場合もあるので、在宅指導や措置停止のプロセスを踏むなど慎重な対応を行うことが必要である。

# 虐待を受けた児童等への対応（続き）

発生予防

早期発見

早期対応

保護・指導

アフターケア

<p>・広報啓発の強化 ・発生予防（子育て支援）の推進 ・定期健診時等の体制整備</p>	<p>・児童虐待防止市町村ネットワークの拡大 ・児童家庭支援センターの拡充 ・家庭訪問等身近な地域での支援 ・児童委員の取組推進</p>	<p>・児童相談所の体制強化 ・児童相談所職員等の資質の向上 ・一時保護所の充実 ・対応機関の連携強化</p>	<p>・児童養護施設等の受入れ体制の充実、職員の資質向上 ・里親制度の充実 ・児童・保護者等へのカウンセリング及び個別フォロー体制の充実</p>
<p>12年度</p>	<p>・児童虐待防止市町村ネットワーク 100か所 ・児童家庭支援センター 25か所 → 40か所</p>	<p>・児童相談所に児童虐待対応協力員を配置 ・保健婦等に対する児童虐待の専門員研修を実施 ・地方交付税算定基礎における児童相談所の職員の増員 児童福祉司16人 → 17人</p>	<p>・地域小規模養護施設の新設 10か所 ・児童養護施設に心理療法担当職員を配置 ・児童養護施設の補助基準面積の拡大</p>
<p>13年度</p>	<p>・児童虐待防止市町村ネットワーク 100か所 → 200か所 ・児童家庭支援センター 40か所 → 50か所 ・主任児童委員の増員</p>	<p>・児童福祉司の任用資格認定通信教育の実施（平成14年4月より任用資格を強化） ・一時保護所に心理職員を配置 ・一時保護所の居室面積等の拡大 ・虐待・思春期問題情報研修センターの整備 ・地方交付税算定基礎における児童相談所の職員の増員等 児童福祉司17人 → 19人 児童虐待防止関連経費を新規算定</p>	<p>・児童養護施設に被虐待児個別対応職員 ・心理療法担当職員を配置し、心理療法室、心理療法器材、親子生活訓練室を整備 ・児童相談所におけるカウンセリングの強化 ・地域小規模養護施設の整備 10か所 → 20か所</p>
<p>14年度予算案等</p>	<p>・地域家庭養育支援事業 ①家庭訪問支援センターの拡充 ②児童家庭支援センターの拡充 ・児童委員の虐待防止活動への取組の促進</p>	<p>・一時保護所に主任児童指導員を配置 ・児童虐待対応機関の連携強化 ・虐待・思春期問題情報研修センター運営 ・地方交付税算定基礎における児童相談所の職員の増員 児童福祉司19人 → 21人</p>	<p>・里親制度の充実 ①専門里親（仮称）の新設 ②里親支援事業の新設 ・被虐待児への個別対応職員の配置の拡充 ・児童相談所における保護者へのカウンセリング強化事業の拡充</p>